

学校法人文京学院寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人文京学院と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人の事務所を東京都文京区向丘 1 丁目 19 番 1 号におく。

第 2 章 目的および設置する学校

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い私立学校および私立専修学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

1. 文京学院大学 大 学 院 経 営 学 研 究 科
人間学研究科
外国語学研究科
保健医療科学研究科
看護学研究科
経営学部 経営コミュニケーション学科
人間学部 コミュニケーション社会学科
児童発達学科
人間福祉学科
心理学科
外国語学部 英語コミュニケーション学科
保健医療技術学部 理学療法学科
作業療法学科
臨床検査学科
看護学科
2. 文京学院大学女子高等学校 全日制の課程 普通科
3. 文京学院大学女子中学校
4. 文京学院大学文京幼稚園
5. 文京学院大学ふじみ野幼稚園

(収益事業)

第 4 条の 2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。
不動産業

第 3 章 学院長、名誉学院長、役員および理事会

(学院長)

第 5 条 建学の精神を継承し、学院の精神的な支柱として前条に掲げる各学校の教学を統括

するため、この法人に学院長を置くことができる。

2. 学院長は、理事会の承認を経て理事長が任命する。

ただし、学院長は理事が、兼務することができる。

3. 学院長に理事以外の者が就任した場合、学院長は、理事会の要請に基づき理事会に出席し、また意見を述べることができる。

ただし、この場合、理事会における議決権は有しない。

4. 学院長の任期は、4年とする。ただし、再任することができる。

(名誉学院長)

第 6 条 この法人の学院長として特に功労のあった者に対し、学院長を退いた後、理事会の推薦に基づき名誉学院長の称号を与えることができる。

2. 名誉学院長は、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員)

第 7 条 この法人には、次の役員をおく。

1. 理 事 9名

2. 監 事 2名

2. 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の3分の2以上の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 8 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

1. 文京学院大学の長 1名

2. 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者 4名

3. 前2号に規定する理事の過半数以上をもって選任された者 4名

2. 前項第1号および第2号に規定する理事は文京学院大学の長または評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第 9 条 監事は、この法人の理事、職員（学長・校長・園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員または役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第 10 条 役員（第8条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、理事2年、監事4年とし、理事においては就任2年以内の、監事においては就任4年以内の最終期決算報告の評議員会終決の時までその職務を行うものとする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2. 役員は、再任されることがある。

3. 役員は、その任期満了後でも後任者が選任されるまではなおその職務（理事長または副理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第11条 理事または監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(役員の解任および退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

1. 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。
 2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 3. 職務上の義務に著しく違反したとき。
 4. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 役員は次の事由によって退任する。
 1. 任期の満了。
 2. 辞任。
 3. 死亡。
 4. 私立学校法第38条第8項第1号または第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長は、理事のうちから副理事長を指名することができる。

(副理事長の職務)

第14条 副理事長は、この法人の業務運営を統括し、理事長を補佐する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、副理事長が職務を代理し、以降は理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理しまたは理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号の職務を行う。

1. この法人の業務を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
4. この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会および評議員会に提出すること。
5. 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実を発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること。
6. 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。

7. この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
2. 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
5. 理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
6. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、理事全員が出席した理事会の席上で次回の開催事項を確認した場合には、書面による通知を省略することができる。
7. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
8. 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
9. 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
10. 前条第2項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
11. 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
12. 議長は理事として議決に加わるものとする。
13. 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第19条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長および出席した理事のうち互選された理事2名以上が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならぬ。
3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 評議員会に議長をおき、会議のつど評議員の互選で定める。
5. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求された日から20日以内に、これを招集しなければならない。
6. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
7. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
9. 前項の場合において、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 議長は、評議員として議決に加わることができない。
12. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 第20条第1項および第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

1. 予算および事業計画
2. 事業に関する中期的な計画

3. 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
4. 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
5. 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
6. 寄附行為の変更
7. 合併
8. 目的たる事業の成功の不能による解散
9. 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定
10. 収益事業に関する重要事項
11. 寄附金品の募集に関する事項
12. 寄附行為の施行細則に関する事項
13. その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの（評議員会の意見具申等）

第24条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

1. 文京学院大学の長1名
2. この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。この条中以下同じ。）のうちから、理事会において選任された者5名
3. この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任された者4名
4. 理事のうちから、理事の互選によって定められた者2名
5. この法人の設置する学校の在学者の父母もしくは保護者のうち、理事会において選任された者2名
6. この法人に関係ある学識経験者および建学の精神を伝えることのできる学院創立者の縁故者のうちから、前5号に規定する評議員の過半数をもって選任された者5名
2. 前項第1号、第2号、第4号および第5号に規定する評議員は、文京学院大学の長、この法人の職員、理事、父母または保護者の職、または身分を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（任期）

第26条 評議員（前条第1項第4号に規定する評議員を除く。この条中以下同じ。）の任期は、4年とし、就任4年以内の最終期決算報告の評議員会終決の時までその職務を行うものとする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2. 評議員は、再任されることがある。

3. 評議員は、その任期満了後でも後任者が選出されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任および退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
2. 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 評議員は次の事由によって退任する。
 1. 任期の満了。
 2. 辞任。
 3. 死亡。

第 5 章 資産および会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. 財産目録記載の財産
2. 授業料、入学会費および試験料
3. 資産から生ずる果実
4. 寄附金品
5. その他の収入

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産および収益事業用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。
4. 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産および将来収益事業用財産に編入された財産とする。
5. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産または収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金は、これを消費し、または担保に供してはならない。

ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、または確実な銀行に定期預金とし、もしくは郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学会収入、試験料収入その他の運用財産（不動産および積立金を除く）をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2. この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）および収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算および実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3. 学校会計の決算上剩余を生じたときは、その一部または全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入したまは次会計年度に繰り越すものとする。

4. 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、收支計算書、事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を法人本部の事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なくインターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

1. 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき　　寄附行為の内容。
2. 監査報告書を作成したとき　　当該監査報告書の内容。
3. 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき　　これらの書類の内容。
4. 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき　　当該報酬等の支給の基準。

（役員の報酬）

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第 6 章 解 散

（解散）

第42条 この法人は、私立学校法第50条第1項第2号から第6号までに掲げる事由に因るほか、理事会における理事総数の理事の3分の2以上の議決および評議員会の議決によって解散する。

2. 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
3. 目的たる事業の成功の不能による解散は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。
4. 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認定を受けなければその効力を生じない。

（残余財産の帰属者）

第43条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）した場合における残余財産は、解散したときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決によって選定された学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

2. 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第 7 章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2

以上の議決がなければならない。

2. 寄附行為の変更は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
3. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(責任の免除)

第46条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限度契約)

第47条 理事（理事長、副理事長、業務執行したその他の理事またはこの法人の職員でないものに限る。）または監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額といずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(書類および帳簿の備付)

第48条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に法人本部の事務所に備えて置かなければならない。

1. 役員および評議員の履歴書
2. 収入および支出に関する帳簿および証憑書類
3. その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、本法人の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この寄附行為の施行についての細目その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事 (理事長)	島 田 イ シ
理 事	大 沼 良 雄
理 事	栗 原 一 雄
理 事	三 村 卓 雄
理 事	仲 田 旭
監 事	島 田 総 太 郎
監 事	福 原 広 臣

附 則

1. この寄附行為は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1. 平成元年 2 月 27 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 2 年 1 月 21 日）より施行する。

附 則

1. 平成 3 年 2 月 20 日認可のこの寄附行為は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 4 年 2 月 28 日）より施行する。

附 則

1. 平成 4 年 8 月 21 日認可のこの寄附行為は、平成 4 年 11 月 21 日より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 5 年 2 月 10 日）より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 6 年 1 月 24 日）より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 7 年 5 月 18 日）より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 8 年 1 月 19 日）より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年 1 月 24 日）より施行する。

附 則

1. 平成 9 年 3 月 6 日認可のこの寄附行為は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 10 年 1 月 22 日）より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 3 月 29 日）より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 1 月 21 日）より施行する。

附 則

1. 平成13年10月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年7月30日）より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、理事会承認の日（平成16年5月27日）より施行する。

附 則

1. 平成17年3月10日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）より施行する。

附 則

1. 平成17年4月21日理事会承認のこの寄附行為は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

1. 平成20年2月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

1. 平成20年3月21日理事会承認のこの寄附行為は、平成20年4月1日より施行する。

2. 文京学院大学人間学部保育学科の存続に関する経過措置

文京学院大学人間学部保育学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年10月1日）より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、理事会承認の日（平成21年1月29日）より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年10月30日）より施行する。

附 則

1. 平成21年1月29日理事会承認のこの寄附行為は、平成22年4月1日より施行する。

2. 文京学院大学人間学部共生社会学科の存続に関する経過措置

文京学院大学人間学部共生社会学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成22年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1. 平成22年5月26日理事会承認のこの寄附行為は、平成23年4月1日より施行する。

2. 文京学院短期大学英語科の存続に関する経過措置

文京学院短期大学英語科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成23年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1. 平成23年1月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

1. 平成25年3月21日理事会承認のこの寄附行為は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年8月29日）より施行する。

附 則

1. 平成26年3月19日理事会承認のこの寄附行為は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

1. 令和2年3月2日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年10月23日）より施行する。

附 則

1. 令和3年1月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

1. 令和3年9月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和4年4月1日より施行する。

昭和 26 年	3 月 7 日	認 可
昭和 29 年	2 月 2 日	改 正
昭和 39 年	1 月 25 日	改 正
昭和 41 年	3 月 29 日	改 正
昭和 42 年	3 月 29 日	改 正
昭和 44 年	3 月 5 日	改 正
昭和 44 年	3 月 29 日	改 正
昭和 45 年	3 月 6 日	改 正
昭和 51 年	8 月 18 日	改 正
昭和 51 年	11 月 13 日	改 正
昭和 54 年	10 月 17 日	改 正
昭和 57 年	4 月 1 日	改 正
昭和 58 年	4 月 1 日	改 正
平成 元年	4 月 1 日	改 正
平成 2 年	12 月 21 日	改 正
平成 3 年	4 月 1 日	改 正
平成 4 年	2 月 28 日	改 正
平成 4 年	11 月 21 日	改 正
平成 5 年	2 月 10 日	改 正
平成 6 年	1 月 24 日	改 正
平成 7 年	5 月 18 日	改 正
平成 8 年	12 月 19 日	改 正
平成 9 年	1 月 24 日	改 正
平成 9 年	4 月 1 日	改 正
平成 10 年	12 月 22 日	改 正
平成 11 年	3 月 29 日	改 正
平成 12 年	12 月 21 日	改 正
平成 14 年	4 月 1 日	改 正
平成 14 年	7 月 30 日	改 正
平成 16 年	5 月 27 日	改 正
平成 17 年	4 月 1 日	改 正
平成 17 年	12 月 5 日	改 正
平成 18 年	4 月 1 日	改 正
平成 20 年	4 月 1 日	改 正
平成 20 年	10 月 1 日	改 正
平成 21 年	1 月 29 日	改 正
平成 21 年	10 月 30 日	改 正
平成 22 年	4 月 1 日	改 正
平成 23 年	4 月 1 日	改 正
平成 26 年	4 月 1 日	改 正
平成 26 年	8 月 29 日	改 正

平成28年 4月 1日 改正
令和 2年 4月 1日 改正
令和 2年10月23日 改正
令和 3年 4月 1日 改正
令和 4年 4月 1日 改正